

災害時の行動マニュアル

大規模地震発生時・南海トラフ地震に関する「情報（臨時）」が出された場合の対応について

若草中学校では、大規模地震(震度5弱以上)発生時、生徒の引き渡しを開始します。

- ・ 学校からは「引き渡し開始の連絡」はいたしません。震度等の情報は、市の防災無線やマスコミ報道によって確認してください。
- ・ 市教委や他機関との連絡を行うため、電話回線を確保する必要があります。学校への電話連絡はできるだけ御遠慮ください。
- ・ 学校周辺の渋滞及び倒壊の危険回避のためできるだけ自動車での迎えは御遠慮ください。やむを得ず利用する際には、体育館周辺の駐車場に止め引き渡しするか、南入り口より校庭に入り、引渡しが完了後、北側出口から出てください。〔避難場所は原則として校庭中央〕

大規模地震発生時の場合

震度5弱以上の地震発生時の場合

- 1 登校前の場合
登校させないでください。
- 2 登校途中の場合
そのまま登校させてください。その後、学校で保護していますので引き取りに来てください。
※ただし、倒壊等で登校が不可能な場合は、通学路中の家族できめた避難場所又は帰宅する。
- 3 登校後の場合
保護者等が引き取りに来られるまで学校で保護していますが、学校での長時間の保護には無理があるので、できるだけは早く引き取りに来てください。
- 4 下校途中の場合
そのまま帰宅させます。近くまでお迎えに出てください。
※ただし、倒壊等で帰宅が困難な場合も2に順する。
- 5 遠足等校外学習の場合
原則としてすぐに帰校しますので、学校に引き取りに来てください。
- 6 集団宿泊行事の場合
原則としてすぐに帰校の処置をとります。ただし、状況により、学校からの連絡をお待ちください。

震度4の地震発生時の場合

- 1 学校の対応
一時避難後、通常の授業を続行します。引き渡しは行わず、職員が街頭指導や引率して全校集団下校をします。
- 2 家庭・地域 対応できる保護者は、通学路に出て子どもたちの安全確保の協力をお願いします。

震度3以下の地震発生時の場合

- 1 学校の対応
一時避難後、通常の授業を続行します。引き渡しは行わず、通常の下校をします。
- 2 家庭・地域 対応できる保護者は、通学路に出て子どもたちの安全確保の協力をお願いします。

南海トラフ地震に関する情報（臨時）が出された場合

- 1 基本的には通常授業とする。情報収集に努め、状況により下校させる場合は、地区担当教職員が安全を確かめながら下校させる。(市防災会議のマニュアルによる)
- 2 校外学習等・集団宿泊行事の場合、学校からの連絡をお待ちください。

地震が発生して被害が出た場合

- その後の学校の方針については、生徒玄関前に掲示します。（回線の不通が予測されるため）
- 掲示が出るまでは、学校は臨時休業です。

※普段から心がけておいてほしいこと

- 各家庭で、震度5弱以上の地震発生時には、誰がどんな方法で引き取りに行くか、子どもと一緒に話し合っておいてください。通学路途中の避難場所も確認してください。
- また、保護者が引き取りに来られない状況の時は、祖父母や親戚、友だちの保護者等に普段から依頼しておくなどの手配もお願いします。

【緊急時生】				南アルプス市立若草中学校	
1年 組番	2年 組番	組番	区名	電話	○ -
現住所				電話	○ -
生徒氏名					
兄弟姉妹					
○3.11に携帯電話は 不通になりましたが、固定 電話は、通じる場合も ありました。					
○兄弟姉妹関係は、兄3-1○○ 又は、妹1-1□□というふうに 記入してください。					
○確実に来校できる順に決めてください。なお、小学校 にお子さんがいる家庭は引き取りの 優先も話し合って おいてください	連絡先 電話 携帯	連絡先 電話 携帯	連絡先 電話 携帯	連絡先 電話 携帯	○保護者が引取者 の場合は、重複しま すので、氏名と統柄 のみ記入、保護者以 外は連絡先等の記 入をお願いします。 引取者は3名まで 決めておいてください。
第2引取者	統柄()	生徒との関係()	生徒との関係()	生徒との関係()	登下校中に地震に遭遇し、学校にも家に ても戻れない場合の避難場所。通学距離が 長い生徒は、状況に応じて2箇所ぐらい を決めておく。(地震発生後の安否を確認 するため)
第3引取者					
登下校中の避難場所					

震度5弱以上の場合に、引き渡しとなります。

<南海トラフ地震に関する情報（臨時）が発表された場合、基本的には通常授業とする。情報収集に努め、状況により下校させる場合は、地区担当教職員が安全を確かめながら下校させる。（市防災会議のマニュアルによる）>

生徒引渡カードの記入について

保護者の皆様へ

生徒の安全を確保するための措置として、生徒引渡カードを整備します。次の記入に関する項目および記入上の注意を読んで、裏面に必要事項を記入の上、担任に提出してください。

- 地震により交通機関が不通となり、自家用車も禁止される場合もあります。勤務場所等の関係で保護者が生徒を引き取りに来校できない御家庭では、次の措置をしてから記入してください。
 - 保護者の代わりに引き取りをする「引取代理者」を「通常学区内に雇用者としている方（祖父母、親戚、近所の方等）3名程度に依頼してください。
 - 引取代理者は、保護者の来るまでの間、生徒を代理者又は第1次避難場所等で、保護しておくものとします。
 - 生徒の事故発生に関する引取代理者の責任の有無は依頼時において、両者間で協議してください。
- 記載に変更が生じた場合は、年度初めは返却されたカードに朱書きで、それ以外の場合は、担任に連絡の上、速やかに訂正させていただきます。